

# 社員及び議決権行使に関する規定

## (社員とは)

第 1 条 本規定は、本会の総ての事業実施にかかる決定最高機関としての社員総会を構成する社員について、次条の以下の通り規定する。

## (詳細事項)

第 2 条 定款第 2 章各条項により、社員は、その自由意志によって入社し、退社できることとなっているが、その具体的詳細については、次条のとおりとする。

## (入社及び基金)

第 3 条 定款第 7 条により入社するには、前組織より分社による本会設立時たる平成 26 年 7 月 1 日現在に於いて会員であった者で、本会に会費等の滞納または債務不履行がない者について、入社を認める。

### 2 削除

3 平成 30 年 6 月 1 日からは、全会員の入社を義務付けるとともに、現に社員である者は、会員としての身分を有する。

4 社員は、毎月 900 円の基金を会費とともに支払うものとし、当該基金の運営については、基金の付加に関する規定に定める。

ただし、総務局長または総務担当副理事長の判断により、納付を一定期間減免することがある。

## (退 社)

第 4 条 退社にかかる定款の規定以外の理由について、本会の会費等の納入に関する規程第 2 条各項の支払を滞納し、本会にその他を含む債務が残っている場合に於いては、退社を認めない。

2 前項の場合、更に社員としての身分が続く限り、本会に対して会費等の納入に関する規程第 2 条各項にかかる納入義務を負う。

## (暫定措置)

第 5 条 削除

## (入社申込)

第 6 条 社員になろうとする者は、定款第 7 条の規定及び本規定第 3 条各項により、

入社申込をすることによって、その身分を取得する。

(入社申込期間)

第 7 条 削除

(議決権)

第 8 条 社員、入社した翌日の直近の社員総会から議決権を行使できるものとする。

2 削除

(その他)

第 9 条 この規定にない事項については、組織運営委員会の決議により、これを取り決める。

(施行)

第10条 平成30年5月30日より、本規定を施行する。

2 令和5年1月1日改正し、同日施行する。